

神戸市立学校施設目的外使用規則

昭和 42 年 10 月 5 日

教委規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令その他の規定に定めがあるもののほか、神戸市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校施設の目的外使用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において「学校施設」とは、委員会の所管に属する学校の建物その他の工作物、土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）及び物件をいう。

2 この規則において「目的外使用」とは、学校教育を目的としない活動の場として、一時的に使用することをいう。

3 この規則において「学校施設開放事業」とは、学校教育上支障がない範囲で、学校施設を市民の利用に供することにより、市民の健康増進、文化及び教養の向上に資するとともに、学校施設を生涯学習の拠点とすることを目的として行われる文化活動、スポーツ活動及び地域貢献事業等をいう。

4 この規則において「学校施設開放運営委員会」とは、学校施設開放事業の実施主体として、地域の団体の代表等で構成される組織をいう。

5 この規則において「予約システム」とは、学校施設開放事業において、学校施設開放運営委員会による運営のほか、インターネットを介して学校施設の空き状況の確認、使用の申込み等学校施設の使用に関する事務を電子計算機により自動的に処理する神戸市学校体育施設予約システムをいう。

(使用許可の条件)

第 3 条 学校施設の目的外使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に許可することができる。

- (1) 学校関係団体が使用する場合
- (2) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)に定める諸行事に使用する場合
- (3) 公共的団体が使用する場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公益上必要と認める場合

2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する場合に許可することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、使用を許可しない。

- (1) 管理上支障があるとき。
- (2) 教育上支障があるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、支障があるとき。

(使用を許可しない施設)

第 4 条 学校施設のうち、次に掲げるものは、使用を許可しない。

- (1) 職員室

- (2) 事務室
- (3) 宿直室
- (4) 特別教室（家庭科教室を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支障があるとき。

（使用を許可する施設、使用料）

第5条 使用を許可する施設及びその使用料は、別表のとおりとする。ただし、別表によりがたいときは、別に教育長が定める。

2 使用料は、使用日の前日までに納付しなければならない。

（使用料の免除・後納）

第6条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請に基づき免除することができる。

- (1) 神戸市又はその執行機関が主催し又は共催するとき。
- (2) 社会教育法に定める諸行事で当該学校の地域社会との密接な関連を有するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上特に必要と認めるとき。

2 前項に掲げるもののほか、第3条第2項に規定する許可を受けた者が使用するとき、申請に基づき免除することができる。

3 使用料は、国、地方公共団体その他これらに類する者が使用するとき、これを後納させることができる。

（使用料の不還付）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、既納の使用料は、還付しない。

- (1) 天災事変等により使用できなかったとき。
- (2) 第12条第1項第2号に規定する使用許可の撤回によるとき。

（神戸市学校体育施設予約システムの利用者登録の申請）

第8条 予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする

- (1) 3人以上で構成される団体であり、かつ、その代表者が満18歳以上の者（高校生を除く。）であること。
- (2) 当該団体の構成員の半数以上が、市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- (3) 当該団体が、学校施設開放事業の趣旨に沿った活動を行う団体であること。

2 教育長は、前項の登録（以下「利用者登録」という。）を受けた団体が、学校施設の管理運営上重大な支障が生じる行為又は生じる恐れがあると認められる行為をした場合、当該団体の利用者登録を廃止し、又は当該団体の予約システムの利用を制限することができる。

3 前項の規定により利用者登録を廃止した団体については、再度の登録をすることができない。

（使用許可の申請）

第9条 学校施設を目的外に使用しようとする者は、使用前3日までに、様式第1号

による神戸市立学校施設目的外使用許可申請書（以下「申請書」という。）を当該学校園長の副申を得て教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 学校施設の目的外使用に当たり特別に設備をしようとするときは、申請書に設備計画図を添付しなければならない。

（使用の許否）

第 10 条 教育長は、前条の申請に基づき使用の許否を決定したときは、申請者に対し、様式第 2 号による神戸市立学校施設目的外使用許可書（以下「許可書」という。）によりその結果を通知するものとする。

- 2 教育長は、許可書の交付と同時に、様式第 3 号による神戸市立学校施設目的外使用許可通知書兼使用状況報告書に所要事項を記入のうえ、これを当該学校園長に送付してその内容を通知するものとする。

（使用許可事項の変更）

第 11 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可書に記載した事項を変更しようとするときは、第 9 条の規定に準じて教育長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、使用料が増加したときは、その差額を追徴する。

（使用者・利用者の遵守事項）

第 12 条 使用者その他学校施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用許可を受けた学校施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 火災及び盗難の防止に努め、危険な行為を行わないこと。
- (4) 学校運営に支障を生じる行為をしないこと。
- (5) 附属設備の設置、移動及び撤去は、原則として使用者において行うこと。
- (6) 会場の準備、原状回復及び退室は、すべて許可された使用時間内において行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか学校園長その他係員の指示に従うこと。

（使用許可の撤回・使用の停止）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を撤回し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに従わないとき。
 - (2) 委員会又は当該学校において緊急に使用する必要が生じたとき。
- 2 前項の規定により使用許可を撤回し、又は使用を停止したときは、教育長は、理由を付してその旨を使用者及び当該学校園長に通知するものとする。

（原状回復義務）

第 14 条 使用者はその使用を終わったとき（使用許可の撤回及び使用の停止を含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者は、使用者その他学校施設を利用する者が学校施設を損傷したときは、教育長が指定する期間内にこれを原状に回復し、又はその損傷を賠償しなければならない。

（使用状況報告）

第 15 条 校 園 長 は、 学 校 施 設 の 目 的 外 使 用 後 直 ち に 様 式 第 4 号 に よ る 神 戸 市 立 学 校 施 設 目 的 外 使 用 状 況 報 告 書 に 所 要 事 項 を 記 入 の う え、 こ れ を 教 育 長 に 送 付 し て 学 校 施 設 の 使 用 状 況 を 報 告 す る も の と す る。

(学 校 施 設 開 放 事 業)

第 16 条 学 校 施 設 開 放 事 業 に お い て、 学 校 施 設 を 使 用 す る 場 合 は、 第 9 条 か ら 第 11 条 ま で 及 び 前 条 の 規 定 は 適 用 し な い。

2 学 校 施 設 開 放 事 業 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 別 に 教 育 長 が 定 め る。

(施 行 細 目 の 委 任)

第 17 条 こ の 規 則 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 教 育 長 が 定 め る。

附 則

1 こ の 規 則 は、 昭 和 42 年 10 月 10 日 か ら 施 行 す る。

2 こ の 規 則 施 行 前 に 学 校 施 設 の 目 的 外 使 用 の 許 可 を 受 け た も の に つ い て は、 な お 従 前 の 例 に よ る。

附 則 (昭 和 45 年 6 月 29 日 教 委 規 則 第 8 号)

こ の 規 則 は、 昭 和 45 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (昭 和 47 年 10 月 27 日 教 委 規 則 第 19 号)

こ の 規 則 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (昭 和 54 年 3 月 28 日 教 委 規 則 第 24 号)

(施 行 期 日)

1 こ の 規 則 は、 昭 和 54 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

(経 過 措 置)

2 こ の 規 則 施 行 の 際、 こ の 規 則 施 行 の 日 以 後 の 使 用 料 を 納 付 し て い る 者 は、 改 正 後 の 神 戸 市 立 学 校 施 設 目 的 外 使 用 規 則 に よ り 使 用 料 を 納 付 し た も の と み な る。

附 則 (昭 和 54 年 5 月 31 日 教 委 規 則 第 4 号)

(施 行 期 日)

3 こ の 規 則 は、 昭 和 55 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る。

(経 過 措 置)

4 改 正 前 の 規 則 に よ り 規 定 さ れ て い た 様 式 に つ い て は、 改 正 後 の 規 則 の 規 定 に か か わ ら ず、 当 分 の 間 こ れ を 使 用 す る こ と が で き る も の と す る。

附 則 (平 成 4 年 9 月 19 日 教 委 規 則 第 5 号)

こ の 規 則 は、 平 成 4 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (平 成 10 年 3 月 31 日 教 委 規 則 第 16 号)

(施 行 期 日)

1 こ の 規 則 は、 平 成 10 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

(経 過 措 置)

2 こ の 規 則 の 施 行 の 際、 現 に 存 す る 改 正 前 の 神 戸 市 立 学 校 の 授 業 料 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則、 神 戸 市 立 幼 稚 園 園 則、 神 戸 市 立 高 等 学 校 学 則、 神 戸 市 立 盲 学 校 学 則、 神 戸 市 立 養 護 学 校 学 則、 神 戸 市 立 学 校 施 設 目 的 外 使 用 規 則、 神 戸 市 立 博 物 館 条 例 施 行 規 則、 神 戸 市 立 小 磯 記 念 美 術 館 条 例 施 行 規 則、 神 戸 市 立 青 少 年 科 学 館 条 例 施 行 規 則、 神 戸 市 立 一 島 大 学 条 例 施 行 規 則、 神 戸 市 立 自 然 の 家 条 例 施 行 規 則 及 び 神 戸 市 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区 に 関 す る 規 則 (以 下 「 各 規 則 」 と い う 。) の 様 式 に よ る 免 除 許 可

申請書その他の書類（以下「書類等」という。）は、改正後の各規則の様式による書類とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日教委規則第 12 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 13 日教委規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則により規定されていた様式については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができるものとする。

附 則（令和 4 年 10 月 24 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に学校施設開放事業の実施のためになされた使用許可及び当該使用許可に係る使用料については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、この規則による改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による申請書等は、改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の様式による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。